

経費に関する注意事項

本事業に係る経費は、別途提出を求める実施計画書等に基づき、文部科学省と教育委員会がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費により、文部科学省から措置を行うこととします。

また、本事業において教育委員会が、同時に他の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできません。本事業において使用できる経費の種類は、以下のとおりとします。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考
1. 人件費	・コーディネーターの人件費等	・原則として教育委員会の規定による。 ・委託費の支払いに際しては、業務内容、業務時間がわかる勤務記録等、及び支払ったことがわかる書類が必要であることに注意すること。 ・教育委員会及び自治体職員の給与への支出は不可。
2. 諸謝金	・事業に協力する生産者、事業者等への謝金 ・外部有識者謝金 等	・教育委員会における基準単価。 ・ただし、著しく高いものは不可。
3. 旅費	・事業に協力する生産者、事業者等の旅費 ・外部有識者の旅費 ・コーディネーターの旅費 等	・教育委員会における旅費規程又は実費。 ・電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 ・旅行先、泊数を明記。 ・本事業と関係のない部分についての負担は不可。
4. 借損料	・物品借料	・市場の相場と比して著しく高いものは不可。
5. 印刷製本費	・会議資料、事業成果報告書、その他事業の実施にかかる印刷物等の外部発注による印刷代	・計上できるのは、当該事業期間内に使用する部数に限る。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。
6. 消耗品費	・用紙代 ・トナー代／インク代 ・メニュー開発のための有機農産物購入費 ・有機農産物等を活用した学校給食における有機農産物等の差額分	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・事業の実施のために必要な物品であって、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る。
7. 設備備品費	・有機農産物等の加工に使用する設備備品購入費	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・本事業と関係のない備品の購入は不可。 ・原則として、必要やむを得ない場合

		にのみ計上を認める。（規格、性能等を確認し、当該業務の実施に当たり必要最低限度のものであるか確認する。） ・当該事業で取得する所有権移転の対象となる設備備品は、取得価格が 10 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上のものとする。 ・取得に当たっては、競争するなど経済性の確保に努めること。 ・資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託事業で取得した物品についてのみ対象とし、受託者が所有する物品についての改造は認められない。
8. 会議費	・会場借料（会議や発表会等の開催） ・教育委員会以外の者が出席する会議開催等に伴うお茶代	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・原則として教育委員会の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
9. 通信運搬費	・はがき代／郵券代／郵便小包等	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・通信費等は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
10. 雑役務費	・有機農産物等の一次加工費 ・報告会開催に係る運営業務 ・その他上記の経費区分に属さない経費（振込手数料、保険料等）	・雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る（学校給食の調理業務委託等は不可）。 ・支出の詳細が分かるようにすること。
11. 再委託費		・再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可
消費税相当額	・人件費等の不課税経費	・課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）及びインボイス影響額を別途計上することができる。
一般管理費	・当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・事業の直接経費（1 諸謝金～10 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・地方公共団体以外が申請する場合に限る。

○消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 12 号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要です。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なります。

ますので、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上してください。

（i）課税事業者の場合（私立学校等）

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

（ii）免税事業者の場合（地方公共団体）

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません。）

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 ※給与として交通費を含めている場合 交通費は消費税込みなので留意
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別 金額か取扱が異なるので要確認。給与と して支給される場合は賃金と同様。
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
旅費（外国旅費）	航空運賃	不課税	消費税相当額算出
	外国宿泊費・日当	不課税	消費税相当額算出
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
設備備品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	

※課税事業者である調査研究機関等が免税事業者等から課税仕入を行う場合の取扱

インボイス制度の施行後、調査研究機関等が免税事業者等から課税仕入した場合、当該インボイス影響額を契約金額の範囲内で委託費により支出することができます。該当の在る場合は、消費税相当額部分に影響額分も計上願います。

また、個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があり、その場合も消費税相当額について、計上することとなります。

○委託費の対象外となる取組について

（i）本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

本事業に直接関連しない取組については対象外とします。特に視察旅費・研修旅費については、本事業との関連性が明確に認められるもののみとし、単なる学校運営全般に係る視察・研修でないことが客観的に明らかでないものは不可とします。

（ii）個人の取組

- 調査機関等に所属する者が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合の受講料・参加費・旅費は対象外とします。
- 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外とします。
- 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外とします。

再委託先にも十分周知してください。